

会 議 録

会議の名称	第18回 川越市歴史的風致維持向上協議会	
開催日時	令和2年2月7日(金) 10時00分 開会 ・ 12時15分 閉会	
開催場所	やまぶき会館 A会議室	
議長氏名	山野 清二郎	
出席委員氏名(人数)	副会長 倉田 直道 委員 牧野 彰吾 委員 後藤 治 委員 田口 陽子 委員 佐藤 由美子 委員 末木 啓介 委員 二瓶 朋史	副会長 福川 裕一 委員 酒井 紀美 委員 篠崎 幸恵 委員 原 知之 委員 目良 聡 委員 井上 敏秀 委員 宮本 一彦 以上15名(議長含む)
欠席委員氏名(人数)	委員 藤村 龍至	委員 中沢 雅生 以上2名
事務局職員職氏名	都市計画課 課長 小林 武 文化財保護課 課長 田中 敦子 都市景観課 課長 福釜 周二 主幹 池田 麗子 主任 高松 参次郎	以上5名
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議 題 (1) 川越市歴史的風致維持向上計画の変更について (2) 令和元年度進行管理・評価シートについて (3) 令和2年度事業計画について 4 報告事項 (1) 歴史的風致形成建造物の指定について 5 その他 6 閉会	

	次第・委員名簿・スライド資料
	議題資料
配布資料	1 認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧
	2 令和元年度進行管理・評価シート（暫定版）
	3 川越市歴史的風致維持向上計画掲載事業等スケジュール表
	関連資料
	1 旧山崎家別邸重要文化財指定速報チラシ
	2 でんけん川越まちづくりシンポジウムの結果概要資料

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>開会</p> <p>◆ 会長あいさつ</p> <p>◆ 協議会の成立について 委員総数17名中、15名の出席を得ており、過半数の出席があるため、川越市歴史的風致維持向上協議会条例第5条第2項の規定により、協議会が成立していることを報告。</p> <p>◆ 協議会の公開・非公開について 会議を公開することについて、各委員から「異議なし」の声を確認。公開することとした。</p> <p>◆ 傍聴希望者について 傍聴希望者なし。</p> <p>議事概要</p> <p>◆ 議 題 (1)川越市歴史的風致維持向上計画変更について (資料に基づき説明を実施資料1)</p> <p>計画の変更は「軽微な変更の届出」と「変更認定の申請」の2種類あり、国土交通省の担当者に「変更箇所一覧」及び「新旧対照表」の案を提出したところ、今回は「軽微な変更の届出」として回答をいただいている。</p> <p>本日の協議会でご承認いただいた後、令和2年3月16日までに「軽微な変更の届出」を提出する予定。</p> <p><u>今回の主な変更点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧山崎家別邸が国の重要文化財に指定 それに伴う国指定文化財件数の増加及び市指定文化財件数の減少 ・ 都市景観重要建築物から景観重要建造物への9件の指定移行 ・ その他時点修正、誤字の修正等

原委員	<p>(以下、質疑応答)</p> <p>今年度の都市景観重要建築物から景観重要建造物への指定移行が9件予定ですが、まだ移行していない物件がある理由は何か。また、残りの件数は何件か。</p>
事務局	<p>毎年春に修理の意向を確認する中で、制度移行についてのお願いを併せて行っており、反応があった所有者さんのもとに直接伺い、制度の詳しい説明をしているところである。移行に戸惑いを感じていたり、修理や補助金の活用等のきっかけが無いと、そのままで良いと思われるのか、指定移行を急がない傾向がある。</p> <p>旧川越市都市景観条例で指定した都市景観重要建築物76件のうち、指定移行済みのものが44件、未移行のものが32件ある。</p>
山野会長	<p>指定移行をまだされていない所有者の方の理由は。</p>
事務局	<p>所有者が法人格であったり、ご家族と指定移行についての話し合いをまだされていない例が多い。</p> <p>質疑応答の後、歴史的風致維持向上計画の変更（軽微な変更）について、承認された。</p> <p>(2)令和元年度進行管理・評価シートについて 資料2</p> <p>(3)令和2年度事業計画について 資料3</p> <p>(関連事項のため、資料をもとに一括で説明)</p>
事務局	<p>進行管理・評価の方法として、毎年度実施する「進捗評価」と、計画期間の中間年度に実施する「中間評価」、計画の最終年度に実施する「最終評価」の3種類があり、川越市は計画最終年度である令和2年度に最終評価を実施する予定。今年度は進捗評価のみとなる。</p> <p>協議会でいただく意見を反映し、令和2年3月までの内容に更新した後、令和2年5月末までに国土交通省へ提出する予定。その後、6月頃に国土交通省・農林水産省・文化庁から指摘等があり、記載内容を調整した後、7月を目安に市ホームページにて掲載を予定。</p> <p>評価軸① 組織体制</p>

計画実現のための推進体制について、今年度は川越市歴史的風致維持向上協議会を2回、庁内連絡会議である歴史的風致維持向上推進検討会議を1回開催している。歴史的風致維持向上推進検討会議では、事業担当課だけでなく、政策・財政担当も出席し、各事業の進捗状況や財政状況、財源確保に関すること等について情報共有を図っている。

評価軸② 重点区域における良好な景観を形成する施策

・評価軸②-1

「昭和の街」において、地区街づくり推進条例を活用したまちづくり計画が平成30年7月に認定されており、今年度は11月11日に地区計画策定に向けた勉強会を開催している。都市計画道路の現道幅への縮小変更については、引き続き埼玉県と協議を行っている。

・評価軸②-2

景観重要建造物について、今年度は都市景観重要建築物から景観重要建造物へ9件の指定移行を行った。

景観重要建造物の現状変更行為の申請が6件あり、それぞれに補助金を交付している。

喜多院周辺地区が新たに都市景観形成地域となり、12月1日から施行している。

・評価軸②-3

引き続き、市民ボランティアの方々と違反広告物の簡易除却を行っている。

地元商店街や市の他部署等と共に、違反屋外広告物の是正指導や啓発パトロールを実施した。

評価軸③ 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

令和元年度事業内容、令和2年度事業計画について説明

・【市指定史跡永島家住宅保存整備事業】

今年度も毎週土曜日と、5月の春祭り、10月の川越まつり、12月の市民の日に一般公開を行った。整備については事業の目途が立っておらず、令和2年度の整備事業予定はない。

・【旧川越織物市場保存整備事業】

今年度は、半解体状態で現存していた、老朽化が著しい旧栄養食配給所住宅棟について、解体及び部材格納を行った。また、整備後の活用について、若手アーティストやクリエイターを対象とした文化創造インキュベーション施設として運

営するため、他の自治体の創業支援施設の視察や、実際に施設を運営している事業者へのヒアリングを行い、本施設で実施する業務内容の精査を行った。

令和2年度については、第一期復原工事を計画しており、早期に着工できるよう準備を進めていく。また、運営方法について引き続き業務内容の精査を行い、魅力ある施設となるよう検討を進めていく。

・【旧鶴川座保存活用事業】

旧鶴川座を芝居小屋として保存することは断念している。現在は民間事業者・地元関係者が中心となり、まちの活性化を図る施設の新築工事が行われている。

当該施設は令和2年6月に開業するものと聞いており、本市としては、当該施設周辺で行っている立門前線の美装化及び旧川越織物市場の整備により、このエリアの歴史的風致の維持向上を図っていく。

・【川越市蔵造り資料館耐震化工事】

請負業者の倒産により工事が中断している。今年度は、今後の修理の内容等について検討を行っている。令和2年度は、工事の再開に向けて、工事中断中の建物の調査と、安全確保を図る。

【歴史的地区環境整備街路事業（喜多院門前通り線・喜多院外堀通り線・連雀町新富町通線）】

喜多院外堀通り線については、今年度中に道路美装化工事が完了する見込み。連雀町新富町通線については、今年度は地元との調整を行っており、令和2年度に土質調査等を予定している。

・【歴史的環境整備街路事業（立門前線）】

今年度は、立門前線を大正浪漫夢通りの交差部分で二分した西側延長約70mについて、道路の美装化工事及び付帯工事を行っており、年度内に完了する見込み。旧川越織物市場がある立門前線東側の美装化工事については、旧川越織物市場整備事業の重機等による路面の損傷が想定されることから、着工時期等を地域住民や事業者と調整していく。

・【新築修景補助事業】

今年度は現時点での補助の予定無し。令和2年度は1件の助成ができるようにしている。

・【都市景観重要建築物及び景観重要建造物の活用】

今年度は都市景観重要建築物から景観重要建造物への指定移行が9件あった。景観重要建造物の修理に対する助成件数は9件程度となる見込み。令和2年度は修理に対する助成を

5件と、緊急修繕のための措置を予定している。

・【指定文化財の保存修理事業】

今年度は県指定文化財の氷川神社本殿保存修理工事の実実施設計と、松江町一丁目の山車の修理工事の実実施設計を行っている。令和2年度については、県指定文化財氷川神社本殿の社殿基壇の解体修理及び木部縁廻りの部分修理と、市指定文化財加藤家住宅の屋根瓦の葺き替え修理を実施する予定。

・【伝統的建造物群保存地区保存整備事業】

今年度の助成件数は8件となる見込み。令和2年度は10件程度の助成を予定している。

・【伝統的建造物群保存地区内の景観補助事業】

今年度の助成件数は1件の見込み。令和2年度の事業予定はなし。

・【伝統的建造物群保存地区保存活動事業への補助事業】

川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体である川越町並み委員会の保存活動事業に対して補助金を交付するもので、令和2年度も継続する予定。

・【川越氷川祭の山車行事保存会、伝統民俗行事保存会等への補助事業】

今年度は山車修理の支援や各団体への補助等を実施した。令和2年度も同様の支援を行う予定。

・【歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築調査】

今年度は平成30年度に引き続き、都市景観課が所管する歴史的建造物である「伝統的建造物・景観重要建造物・都市景観重要建築物」について、カルテの作成を行った。また、「歴史的建造物所有者と活用希望者等のマッチング方式の構築業務」を実施し、歴史的建造物を活用するための資金調達方法の構築も見据えた事業スキームの検討を行った。

その中で、事業者と所有者のニーズを把握するため、12月に「歴史的建造物所有者と利活用に向けた内覧イベント」を開催し、6件の事例を市内外の12の事業者等が見学し、意見交換を行った。

令和2年度は、引き続きカルテ化を進め、今年度業務の精査を行っていく予定。

評価軸④ 文化財の保存又は活用に関する事項

・【文化財の保存・活用について】

指定文化財の永島家住宅・旧山崎家別邸・旧川越織物市場に関することと、民間所有の市指定文化財の利活用について記載している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・【文化財の指定及び修理について】 氷川神社本殿と松江町1丁目の山車の修理に関する記事を記載している。 ・【文化財の防災、保存及び活用の普及啓発について】 令和2年1月23日に喜多院・東照宮・日枝神社で実施された防火訓練と、遺跡発表会に関する記事を記載している。 <p>評価軸⑤ <u>効果・影響等に関する報道</u> 新聞等による報道について説明。</p> <p>評価軸⑥ <u>その他</u> 行政及び市民による重点区域内での活動及び、歴史まちづくりの効果として、観光客数及び外国人観光客数の推移について説明。</p> <p>(以下、質疑応答)</p>
後藤委員	<p>次期からの課題と思われるが、蔵の会が歴まち支援法人に指定されているので、進捗評価シートの「その他」のところに、「行政による区域内での活動」「市民による区域内での活動」にプラスして、「歴まち支援法人による区域内での活動」というページがあっても良いのではないかと。</p> <p>氷川神社本殿が歴史的風致形成建造物に指定され、修理するような動きもあるようだが、単なる文化財の修理ではなく、そういったところに歴まち支援法人である蔵の会が関わって行くことが必要であり、町並みや地域全体に歴史的風致の維持向上が及んでいくという効果が期待できる。他にも歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築事業など、歴まち支援法人が関わっていくことによって、より効果が得られるものが多いと思う。</p>
事務局	<p>次期計画の準備において、参考に検討を進めたい。歴まち支援法人との連携については、現在、都市景観課で所管する伝統的建造物や景観重要建造物に指定した建物のカルテ化を行っているが、図面作成等を進める中で、蔵の会にご協力いただく等の連携を図っている例も多いため、そういったことも伝えていきたい。</p>
福川副会長	<p>次期計画においては、指定された建物だけではなく、十カ町四門前内の歴史的建築物すべてのカルテ化を位置づけて進め</p>

	てほしい。
事務局	候補物件等につきましては、文化財保護行政や所有者の意向を確認しながら検討していきたい。
福川副会長	旧鶴川座の事業名が保存活用となっているのに解体されている。跡地に立つ建物のデザインに問題があると思うが、どのような措置をとられたのか経過を聞きたい。
事務局	<p>事業名称と異なり、旧鶴川座跡地として整備工事が進んでおり、建物が解体されているという状況であるため、事業が計画に記載され続けている点に違和感があるかと思う。しかし、以前ご説明したとおり、途中で事業名や計画内容を変更せず、10年間に達成できたことと、果たせなかったことも併せて評価するために、最終年度まで掲載をするということで進めている。評価シートに掲載している写真についても、現状を隠さず掲載することで、当初の計画どおり達成できなかった一つの事例となると考えている。</p> <p>市も当初は保存ということで進めていたが、所有者の意向や事業の採算性、資金調達、権利関係の整理等の面で課題が多く、市の買い取りも困難であり、時間がかかり、所有者も地元も持ちこたえられなかった。保存という観点からは反省すべき面も多いが、そういった中で所有者と行政の限界を強く感じ、行政や所有者に負担を生じさせないようなマネジメントサイクルの構築が急務であるとの考えに至り、平成27年から調査事業を行っている。委員の皆様からの情報もいただきたい。</p>
原委員	<p>旧鶴川座の取り壊しについては、市が文化財の指定に対しより積極的であれば結果は違ったのではないかと。</p> <p>伝建地区だと町並み委員会などファサードをコントロールする組織があるが、旧鶴川座のあたりはどうなっているのか。鶴川座のデザインの指導や協議はどうやって行われたのか。</p>
事務局	<p>全ての建築物の新築について届出が必要な都市景観形成地域内であるため、景観法に基づく届出の中で、新築の建築計画として、色彩やファサードに対する配慮が整っているか、基準に沿って審査を行った。</p> <p>地区まちづくり推進条例における指定団体の昭和の会の活動エリアであるため、その中でデザインについても協議が行わ</p>

	<p>れたと聞いている。また、商店街の活性化を目的とした施設としての位置付けのため、地元商店街とは何度も話し合いを行い、その話し合いが発展し、新たな商品開発の検討に繋がるなどの効果も出ていると聞いている。現行の制度等における確認や指導については全て完了している状況である。</p>
山野会長	<p>大正浪漫夢通りと立門前の交差点角地の更地も気になる。一生懸命建物を残しても、不揃いの敷地が増えていく不手際が生じるのは残念である。</p>
原委員	<p>「重点区域内での行政の活動」に、2月1日に行われた都市景観シンポジウムは含まれないのか。</p>
事務局	<p>開催会場であるウエスタ川越が重点区域外であったため、掲載していない。関連する全国町並みゼミについては、分科会が重点区域内で行われているため、「市民による重点区域内での活動」に掲載している。</p>
原委員	<p>全国町並みゼミ川越大会について、実施にあたり市に様々な協力をいただいたが、1月31日（金）の分科会や、2月1日午後の全体会での各地からの発表会には行政は参加していなかった。せっかく全国から問題を抱えたまちづくり団体が来ているのに、参加しないのは職員の自己啓発が足りないのではないかと。行政職員にも大勢集まっていた良かった。</p>
後藤委員	<p>小田原市では、新入職員研修の際、歴まち協議会の構成団体である市民団体を講師に呼び、重点区域を一緒に回るということを行っており、行政の活動として評価シートに記入し、評価の対象になっている。</p> <p>また、川越の話題として、最近、日経新聞東京版で、鏡山酒造の再利用について何度か取り上げられており、蔵造りの街以外の事業も取り上げられることが多くなった。</p> <p>事業を行って5～6年経ち、定着してから取り上げられることも多いので、旧川越織物市場や喜多院等の取組みについても、今後5年10年先の長い目で見て評価されるようになってくるのではないかと。</p>
末木委員	<p>学校教育での文化財の活用を評価してはどうか。初雁中学校では、生徒が地元の歴史を調べて外国人に対するガイドボランティア等を行っており、子ども達が歴史を調べて社会に発</p>

	<p>信している先進的な事例と思われる。文化財の保存活用の取り組みとして紹介してはどうか。</p>
<p>山野会長</p>	<p>高校では、地元の郷土史を勉強するクラブがゼロになり、指導できる教員もいない。初雁中学校の取り組みは期待できるようだが、学校教育で郷土の歴史や文化財と関わる機会を設けることは大きな課題。何とか突破口を見つけて欲しい。</p>
<p>福川副会長</p>	<p>評価シートに記載されている事項ではないが、A家住宅（未指定の民間所有物件のため仮称とする。以下同じ。）のことでありたい。貴重な町家が壊されそうだとすることで、建築学会から保存の要望書が出ており、川越市から12月23日に回答があった。回答の内容は「早速調査実施し、審議会に提出し、所有者の意思を確認しました。文化財としての価値は重々承知おりますが、所有権の尊重ということもあるので、所有者のご意向を聞きながら進めております。」というものであった。</p> <p>A家住宅は関東で最も古い、大火で焼け残った町家である。その後所有者がどういう判断をされたのか、この場でお聞きするのが良いかどうかかわからないが、どのように調査審議したのか、また、所有者が指定を辞退した場合に何か保存のための方法がないのかを知りたい。</p> <p>歴まち計画では、伝建地区に限らず歴史都市全体の環境を守って行こうというものであるため、旧鶴川座に続いてA家住宅が無くなると衝撃があまりにも大きい。計画に載っていないことだが状況をご報告いただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>A家住宅については、以前から市内の研究者の間でも有名な建物であり、市立博物館においても近世建物の代表として模型を展示しているが、現在未指定である。文化財保護行政としては、文化財としての価値が高いものについては指定して守っていくという手法をとっている。価値を確認するため調査を行い、報告書にまとめ、文化財保護審議会に提出したところ、市の指定としてふさわしいとの方向性を得たため、所有者の方との協議に入った。しかし、所有者に現在の場所に建物を持ち続けるという意思はない旨を確認した。</p> <p>所有者に保存の意思が無く、指定文化財にもできないということで、一定の区切りがついたと考える。</p>
<p>福川副会長</p>	<p>現地で保存できないとすると、動かすという手もあるが、そ</p>

事務局	<p>ういう措置は取らないのか。</p> <p>現在川越市では3件の部材を保管しており、長い間保管されたままになっている。また、現在も移築先の目途がたっていない。保管場所にも苦慮しており、燻蒸や保管に掛かる費用も膨大であるため、移築先の見通しのない部材をさらに増やすことはできないと考えている。</p>
福川副会長	<p>文化財としての価値は理解しているが保存は難しいという考えは納得できない。</p> <p>重要文化財としての価値も十分にある。将来の投資として考えるべき。現地保存が無理なら移築や部材保存を考えれば良い。その可能性も全くないのか。</p>
山野会長	<p>誰かが買い上げてくれるといったことが無い限り、可能性は無いだろう。</p>
原委員	<p>旧鶴川座も取り壊され、A家住宅まで滅失するようでは川越市の恥なのではないか。現地での保存が無理なら移築を模索すべきである。民間に投げかけるのは難しいのだろうが、残してもらえよう働きかけるべきではないか。</p>
山野会長	<p>大火以前の建物となると学術的には蔵造りより価値は高い。採算性の取れる蔵造りだけが残し、こういった建物は消えるとなると、川越市のスタンスが問われかねない。</p>
原委員	<p>重要なのは伝建地区だけではない。諦めずに市にもうひと踏ん張りしてほしいと思う。</p>
福川副会長	<p>移築先は本当に無いのか。少子高齢化もあり、空き地が増えている中で土地が無いというのはおかしい。何とか市が頑張る時ではないか。</p>
事務局	<p>文化財指定を試みた際に一度調査は行ったが、これから詳細調査を追加して行うことを考えている。</p>
事務局	<p>今後こういった問題がどんどん出てくるのではないかと危惧している。厳しい市の財政事情ではあるが、既存の指定建物の保存のための補助金制度は何とか維持していきたいと思っている。市が買い取って保存する方が健全な保存ができるの</p>

<p>後藤委員</p>	<p>かもしれないが、難しい状況である。 建物の歴史的価値を理解していただき、投資家を募って民間に活用してもらうことについてどう考えるか。民間が活用したとしても、指定がされていれば、現状変更許可などにより、適正な保全は可能であると考えている。</p> <p>民間で活用してもらうことが理想である。まさにマネジメントサイクルの構築調査がこれにあたると期待できる。 解体格納した部材でも、その建物が文化財指定相当のものであれば、税制優遇や補助金、建築基準法の適用除外のための明確な条件などを明確にすることによって、手を挙げてくれる民間業者を募ることができる。 行政の協力体制を事前に示すことが必要であり、民間企業や蔵の会等の市民団体への支援を明確にするべき。部材の状態が文化財指定した例もあり、その支援内容を示したことで、企業が自腹で解体格納し、移築した事例が練馬や横浜にある。移築先は山梨や郊外等の土地が安いところになる。川越のような一等地でなければ保管のための費用も安く済む。</p>
<p>牧野委員</p>	<p>川越市のふるさと納税を活用する等できないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>市外からの寄付金額以上に、市民が他市町村に寄付しており、この点に関しては税収が減ってしまっている。</p>
<p>後藤委員</p>	<p>全国的に、都市部ではふるさと納税制度によって税収が減っており、川越市だけでは解決できない制度上の問題である。</p>
<p>福川副会長</p>	<p>「市が買い取って保存する方が健全な保存ができる」と言っていたが、それはA家住宅に関してもそのように行うという決意表明と受け取って良いか。</p>
<p>事務局</p>	<p>歴史的建造物を保存していく上で、所有者と行政の負担が限界に来ているというお話の中で申し上げたものなので、決意表明ではない。 平成25年頃から旧川越織物市場と旧鶴川座の保存整備に携わる中で、歴史的建造物の所有者と行政の負担の限界を感じたため、歴史的風致維持向上協議会に諮った上で、平成27年度から「歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築調査」を歴史的風致維持向上計画の事業として位置づけ実施してきたものである。</p>

	<p>各地への視察により、所有者が手放そうとした歴史的建造物を、地元のパブリックマインドを持つ企業が投資家を募って投資を行い、再生整備し民泊等で活用しているといった事例もある。投資家に対し、投資のことだけでなく、適正な保存や活用に関する意見を聴いて採用する等、当事者意識を持たせるような手法を取り入れている地域もある。本市においても、このような手法も含めてマネジメントサイクルの構築を目指している。</p> <p>この事業は歴史的風致維持向上計画第2期の肝になるものと考えており、皆様からご意見をいただきながら調査研究を進めていきたい。</p> <p>全国町並みゼミでもこのようなことは話し合われるのか。</p>
福川副会長	<p>以前から話題になっている。歴史的建造物は相続が発生する際に取り壊されることが多い。所有者に対し保存をお願いしたり、貸してもらい保存している例や、まちづくりファンドを活用して作り直している例もある。</p> <p>A家住宅は文化財（相当の建物）であるため、高額な民泊といった活用方法がふさわしいかは疑問である。</p> <p>クラウドファンディング等を活用して保存している案件も多く、A家住宅の保存に関しても検討する必要があるかもしれないが、取り壊しまでに間に合わなければどうしようもない。このような段階では、保存に対することは行政の責任であると考える。</p> <p>追加の詳細な調査を行うということだが、歴史的価値が確認された場合どうするのか。民間企業が歴史的建造物を買収し活用するといった投資の動きもある。A家住宅に合うかはわからないが、様々な工夫をしなければ残すことができない。</p>
篠崎委員	<p>蔵の会でクラウドファンディング等を試みてはどうか。</p>
原委員	<p>弁天横丁の活用でクラウドファンディング等を検討しており、A家住宅までは手が回らないのが現状と思われる。</p>
福川副会長	<p>単独の文化財としてではなく、都市経営として歴史的な遺産に投資するといった観点であれば話が成立するだろう。市長や財政部局の理解が重要である。</p> <p>文化財については市が保存を進め、その他の歴史的建造物は蔵の会等の民間が頑張る等、様々な動きが起きてくることが重要である。A家住宅に関し、民間活用の選択肢もあるが、</p>

	<p>市が決然と動いていただきたい。観光客の回遊性の向上や、市のブランドを高める効果を考えると、掛かる費用はそれほど高額ではなく、未来への投資としての政策的な判断が必要だ。</p>
二瓶委員	<p>行政は本来文化や教養にお金を掛けるべきで、先輩の残したものを守ることは重要だと考えるので、できることはやっていきたい。しかし、活用や維持管理のための継続的な費用の捻出が課題になっている。クラウドファンディングなどで一旦移築の費用は集まるのかもしれないが、維持管理を考えた際、今後はマネジメントサイクルのようなシステムの構築が重要であると考えている。</p>
福川副会長	<p>移築等の初期投資のリターンは難しいが、維持管理のコストぐらいであれば、A家住宅なら稼ぎ出すことは可能であり、そのように組み立てていく。修理まで行政で行えば、その後の維持管理は民間でも十分やっていけると思う。</p>
田口委員	<p>観光客の分散等が課題となっているので、都市経営、スマートツーリズムの一つとして、周辺の文化財の活用ということは必要と考える。</p>
山野会長	<p>結論を出せるものではないが、何らかの方向性を出す必要がある。この協議会でそのようなことが可能か。</p>
事務局	<p>協議会の設置の目的等を鑑みると、歴史的風致維持向上計画に基づき実施されている事業でないと結論が出せない。そのため、中長期的な成果ではあるが、マネジメントサイクルの構築についてお話をさせていただいたところである。</p> <p>歴史的風致維持向上計画は、都市景観行政での景観指定物件と、文化財行政の指定文化財の保存活用を核に、面的にまちづくりを進めようというものであり、指定ができないと行政は動けない部分がある。</p>
福川副会長	<p>歴史的風致維持向上計画は独自に歴史的風致形成建造物を指定することができ、川越市が指定の方針として指定文化財、景観重要建造物等の要件をつけているだけで、法律は何も制限していない。川越市が方針を変えれば良いということになる。頭を使えば色々な手はあると思う。</p>

山野会長	<p>精密な調査を2月の半ばに行うとのことですので、その結果を見てから考えるということもあるかと思いますが、その後何もしないうちに成り行きに任せていると取り壊されてしまうだろう。</p>
福川副会長	<p>この場にいる全員が、自分がどうするかを問われているということ。 行政が動きやすいように市民運動を起こさなければならない。</p>
井上委員	<p>この場で結論は出ない。事務局としてできることは、この議論を上まで伝えることだと思う。 市民運動の話があったが、私共行政の立場の者がそれに賛成するわけにはいかないの、行うのであれば場を変えてやっていただいた方が良く思う。財政状況が厳しい中、行政として守りますとお約束することはできないことをご理解いただきたい。</p>
篠崎委員	<p>このような議論に至っていることを、マスメディアやSNS等で発信し、多くの方に知っていただくことも大切ではないか。</p>
事務局	<p>A家住宅については、権利関係等配慮する必要があるため、容易に発信できる内容ではないのではないか。市民運動についても当事者にご迷惑がかかってしまうのではないか。</p>
福川副会長	<p>所有者等にお願いすることではないと思う。行政が一步踏み込んで動くことではないか。せめて当協議会から市長に要望するくらいはすべきではないか。</p>
山野会長	<p>文化財保護審議会において、指定文化財としての意見を既に伝えているが、この協議会でも意見をまとめて何らかの形で訴えることが必要か。</p>
事務局	<p>本日このような議論が行われることを知らなかったため、準備する答えを持ち合わせていないが、文化財保護審議会での議論や、それに対して市として既に回答を出していることもあり、組織としての整合性を考える必要がある。 先ほど井上委員からお話があったように、議事録を作成し、市長、教育長に報告した上で、正副会長にご報告するという</p>

事務局	<p>ことでいかがでしょうか。</p> <p>文化財保護行政としては、所有者の意向を尊重し、所有者も市も守りたいと思うものについて文化財指定し、保護していくものである。A家住宅については指定ができないため、文化財保護行政としての可能な保存のための措置が止まっている。文化財指定ができないため、行政として守っていくことは難しい。</p>
福川副会長	<p>文化財保護法では指定に際して文化財所有者の同意は不要であり、市の文化財保護条例で所有者の同意が必要であるとしているだけである。文化財に指定できないから守れないというのでは非常に悲しい。</p>
山野会長	<p>もっと早く市の指定文化財にしておけば良かったという議論もあるが、条例上所有者の同意が無いと指定できないのであれば仕方がない。</p>
原委員	<p>移築をするのであれば所有者の同意は問題ないと思われるので、将来の移築を見据えて部材を保管した場合、その状態で文化財に指定できるのか。</p>
山野会長	<p>可能性はあるのではないか。</p>
福川副会長	<p>事務局が難しいと言っているも、行政のトップは市長であるため、市長の判断によってはどうなるかわからない。</p>
山野会長	<p>長い議論となったが、形にしなければならぬ。要望するならば誰に対して要望するのか。</p>
福川副会長	<p>市長に要望するべきである。</p>
事務局	<p>協議会という組織で要望を出すことが可能なのか確認が必要である。要望活動は協議会の設置目的から外れるため、議事録という形でご意見を報告させていただきたい。</p>
福川副会長	<p>事務局を通さず賛同する方で要望等を行うのは問題ないのでしょうから、そうしよう。</p>

質疑応答の後、議題2「令和元年度進行管理・評価シートについて」及び議題3「令和2年度事業計画について」が承認された。

◆ 報告事項

(1) 歴史的風致形成建造物の指定について

資料に基づき、氷川神社本殿が歴史的風致形成建造物に指定されたことを報告。

◆ その他

なし

◆ 閉会